

川崎市成年後見制度利用支援事業の御案内

川崎市では、収入や資産等の状況から、後見・保佐・補助開始の申立費用（鑑定費用）や、成年後見人等に対する報酬を負担することが困難な方に対して、助成を行っています。

1 申立費用（鑑定費用）助成

(1) 概要

家庭裁判所に後見開始、保佐開始又は補助開始の審判請求をされた方（以下「申立人」といいます。）で、収入や資産等の状況から鑑定費用を負担することが困難と認められる方に対し、助成を行います。

(2) 助成対象者

申立人であって、審判の対象者（被後見人等になる予定の方。以下「審判対象者」といいます。）が次のア～ウのいずれかに該当する場合に対象となります。

ア 生活保護受給者

イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給者（以下「中国残留邦人等支援給付受給者」といいます。）

ウ 生活保護受給者に準ずると認められる方。具体的には、次の(ア)～(ウ)の全てに該当する方になります。

(ア) 審判対象者及び生計を一にする世帯員全員が市民税非課税であること

(イ) 審判対象者の預貯金・現金の額が、鑑定費用に30万円を加えた額を下回ること

$$\boxed{\text{審判対象者の預貯金・現金} < \text{鑑定費用} + 30 \text{万円}}$$

(ウ) 審判対象者が居住する家屋その他日常に必要な資産以外に活用できる資産がないこと

《例》審判対象者とその配偶者の2人世帯、世帯全員が非課税、審判対象者の預貯金・現金が35万円、鑑定費用が10万円の場合、

$$\boxed{35 \text{万円} < 10 \text{万円} + 30 \text{万円}}$$

となるため、助成可。

※審判対象者が川崎市外の施設・病院等に入所・入院しており、入所・入院前に川崎市内に居住していた場合は、対象となる場合があります。

※川崎市以外の市町村又は団体から助成を受けられる場合は、対象となりません。

(3) 助成対象経費

助成の対象となる経費は、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判請求に係る鑑定費用です。申立・登記手数料、郵便切手代及び診断書取得費用は対象外です。

(4) 助成額

助成額は、家庭裁判所に予納すべき鑑定費用の全額です。

(5) 申請期間

申請期間は、家庭裁判所から予納の通知があった日から起算して3か月以内です。

(6) 申請書類

	提出書類	保護 (※1)	中国 (※2)	低所得 (※3)
①	成年後見制度利用支援事業助成金（審判請求費用）支給申請書（第1号様式）	○	○	○
②	家庭裁判所に提出した後見・保佐・補助開始申立書（1/2頁、2/2頁）の写し	○	○	○
③	鑑定費用の予納に関する家庭裁判所からの通知の写し	○	○	○
④	請求書・支払金口座振替依頼書及び通帳の写し（表表紙、口座名義人のカタカナ氏名・支店名・口座番号が記載されたページ） ※申請者（申立人）名義の口座を指定 ※ハンコは①の申請書と同じものを使用	○	○	○
⑤	申請者と本人の続柄が分かる書類の写し（戸籍謄本、住民票等。申請者が本人の場合は不要。）	○	○	○
⑥	被保護証明書	○	×	×
⑦	本人確認証の写し	×	○	×
⑧	市民税非課税世帯であることが分かる書類の写し（市民税非課税証明書、介護保険料納入通知書等）	×	×	○
⑨	住民票の写し	×	×	○
⑩	資産等申告書（審判請求費用助成用）（第1号様式別紙）及び添付書類	×	×	○

※1 生活保護受給者 ※2 中国残留邦人等支援給付受給者 ※3 生活保護受給者に準ずる方

2 後見人等報酬助成

(1) 概要

収入や資産等の状況から、家庭裁判所が審判により決定した成年後見人、保佐人、補助人、後見監督人、保佐監督人又は補助監督人（以下「後見人等」といいます。）の報酬を負担することが困難と認められる方に対し、報酬の全部又は一部を助成します。

(2) 助成対象者

成年被後見人、被保佐人又は被補助人（以下「被後見人等」といいます。）であって、次のア～ウのいずれかに該当する場合に対象となります。

ア 生活保護受給者

イ 中国残留邦人等支援給付受給者

ウ 生活保護受給者に準ずると認められる方。具体的には、次の(ア)～(ウ)の全てに該当する方になります。

(ア) 被後見人等及び生計を一にする世帯員全員が市民税非課税であること

(イ) 被後見人等の預貯金・現金の額が、報酬額に 30 万円を加えた額を下回ること

$$\boxed{\text{被後見人等の預貯金・現金} < \text{報酬額} + 30 \text{万円}}$$

(ウ) 被後見人等が居住する家屋その他日常に必要な資産以外に活用できる資産がないこと

《例》被後見人等と配偶者の2人世帯、世帯全員が非課税、被後見人等の預貯金・現金が 40 万円、報酬額が 25 万円の場合、

$$\boxed{40 \text{万円} < 25 \text{万円} + 30 \text{万円}}$$

となるため、助成可。

※被後見人等が川崎市外の施設・病院等に入所・入院しており、入所・入院前に川崎市内に居住していた場合は、対象となる場合があります。

※川崎市以外の市町村又は団体から助成を受けられる場合は、対象となりません。

※後見人等が被後見人等の親族（配偶者、直系血族（父母・祖父母・子・孫など）、兄弟姉妹）又は川崎市が養成した市民後見人の場合は対象外です。

※被後見人等が亡くなった場合は、その方の後見人等だった方が申請できます。この場合は、本人の遺留財産が報酬額を下回る場合に対象となります。

(3) 助成対象経費

助成の対象となる経費は、家庭裁判所が審判により決定した後見人等の報酬です。ただし、被後見人等が施設等に入所している場合は月額 15,000 円、その他の場合（在宅等）は月額 22,000 円を上限とし、上限額を超えた部分については、助成対象とはなりません。ただし、助成対象期間のうち平成 27 年 9 月以前の月分については、従来の上

限額（施設 18,000 円、在宅等 28,000 円）を適用します。

なお、被後見人等が亡くなった後に後見人等だった方が申請する場合は、報酬額と助成上限額を比較して少ない額から、被後見人等の遺留財産の額を差し引いた額を助成額とします。

《例》報酬対象期間が平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 12 月 1 日で、当該期間中を通じて被後見人は在宅生活だった場合、1 月～9 月の 9 か月分は 28,000 円、10 月～12 月の 3 か月分は 22,000 円が助成上限額となる。

(4) 助成額の算出方法

生活保護受給者及び中国残留邦人等支援給付受給者については、報酬額と助成上限額を比較して少ない額を助成額とします。

生活保護受給者に準すると認められる方の場合は、次のア又はイのいずれかの額を助成額とします。

ア 被後見人等の預貯金・現金の額が、30 万円以下の場合は、報酬額と助成上限額を比較して少ない額を助成額とします。

イ 被後見人等の預貯金・現金の額が、30 万円を超える場合は、次の(ア)又は(イ)のいずれかの額を助成額とします。

(ア) $\text{㊸}30 \text{万円} - (\text{預貯金} \cdot \text{現金} - \text{報酬額}) < \text{㊸助成上限額}$ のときは ㊸の額

(イ) $\text{㊸}30 \text{万円} - (\text{預貯金} \cdot \text{現金} - \text{報酬額}) \geq \text{㊸助成上限額}$ のときは ㊸の額

《例》被後見人等の預貯金・現金が 35 万円、報酬額が 25 万円、助成上限額が 22 万円の場合、

$$30 \text{万円} - (35 \text{万円} - 25 \text{万円}) < 22 \text{万円}$$

となるため、助成額は 20 万円となる。

(5) 助成対象期間

川崎市へ助成の申請を行った日から起算して 2 年前までの分を助成対象期間とし、審判が出ていてもそれ以前の分は助成しません。

《例》報酬対象期間が平成 25 年 1 月 1 日～平成 27 年 8 月 31 日で、平成 27 年 10 月 10 日に川崎市へ助成の申請を行った場合、平成 25 年 10 月～平成 27 年 8 月（23 か月）が助成対象期間となる。

(6) 申請期間

申請期間は、家庭裁判所が報酬付与の審判を行った日から起算して 3 か月以内です。

《例》平成 27 年 10 月 15 日付けで家庭裁判所から報酬付与の審判があった場合、申請期間は平成 27 年 10 月 15 日～平成 28 年 1 月 14 日となる。

(7) 申請書類

ア 本人生存中

	提出書類	保護	中国	低所得
①	成年後見制度利用支援事業助成金（後見人等報酬）支給申請書（第 2 号様式）	○	○	○
②	報酬付与審判書謄本の写し	○	○	○
③	現況報告書（第 2 号様式別紙 1）	○	○	○
④	請求書・支払金口座振替依頼書及び通帳の写し（表表紙、口座名義人のカタカナ氏名・支店名・口座番号が記載されたページ） ※申請者（被後見人等）名義の口座を指定 ※ハンコは①の申請書と同じものを使用	○	○	○
⑤	被保護証明書	○	×	×
⑥	本人確認証の写し	×	○	×
⑦	資産等申告書（後見人等報酬）（第 2 号様式別 2）及び添付書類（預貯金通帳の写し、預金証書の写し、有価証券の写し等）	×	×	○
⑧	市民税非課税であることが分かる書類の写し（市民税非課税証明書、介護保険料納入通知書等）	×	×	○
⑨	住民票の写し	×	×	○
⑩	登記事項証明書の写し ※保佐人・補助人が代理申請する場合に必要	△	△	△

イ 本人死亡後

	提出書類	保護	中国	低所得
①	成年後見制度利用支援事業助成金（後見人等報酬）支給申請書（特例用）（第3号様式）	○	○	○
②	報酬付与審判書謄本の写し	○	○	○
③	死亡時状況報告書（第3号様式別紙1）	○	○	○
④	本人の死亡が確認できる書類の写し	○	○	○
⑤	請求書・支払金口座振替依頼書及び通帳の写し（表表紙、口座名義人のカタカナ氏名・支店名・口座番号が記載されたページ） ※申請者（後見人等だった方）名義の口座を指定 ※ハンコは①の申請書と同じものを使用	○	○	○
⑥	被保護証明書	○	×	×
⑦	本人確認証の写し	×	○	×
⑧	資産等申告書（後見人等報酬・特例用）（第3号様式別紙2）及び添付書類	○	○	○
⑨	市民税非課税であることが分かる書類の写し（市民税非課税証明書、介護保険料納入通知書等）	×	×	○
⑩	住民票の写し	×	×	○

3 申請先

申立費用（鑑定費用）助成及び後見人等報酬助成の申請先は、下表のとおりです。申請される際は、下記担当課（室）まで**郵送又は持参**にて御提出ください。

	申請先
本人（※）が 65歳未満 の場合	川崎市 健康福祉局 障害保健福祉部 障害計画課 地域支援・療育係 【TEL】044-200-3796 【FAX】044-200-3932 【所在地】川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア西館10階 【郵送先】〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
本人（※）が 65歳以上 の場合	川崎市 健康福祉局 地域包括ケア推進室 医療連携担当 【TEL】044-200-2470 【FAX】044-200-3926 【所在地】川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア西館10階 【郵送先】〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

※本人とは、申立費用助成の場合は審判対象者、後見人等報酬助成の場合は被後見人等のことを指します。本人が知的障害又は精神障害のある方であっても、65歳以上の場合は地域包括ケア推進室が申請先になります。

◆申請書類は、川崎市公式ウェブサイトからダウンロードすることができます。

[トップページ](#) → [くらし・手続き](#) → [福祉・介護](#) → [成年後見制度](#)

<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-15-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>